

【博多座 25th プレミアム回数券利用規約】

株式会社博多座
営業部チケット販売グループ
25th プレミアムプラン事務局

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社博多座（以下「当社」という）が提供する2024年度の25th プレミアム回数券（以下「回数券」という）の購入および利用に関する条件および規則を定めるものです。

第2条（契約の成立）

- 回数券の購入を希望するお客様（日本国内在住の方に限る）は、本規約に同意のうえ、お申込期日までに、当社営業部チケット販売グループ25th プレミアムプラン事務局（以下「事務局」という）指定のWeb上のお申込フォーム又はハガキにて、必要事項を明記の上申し込むものとします。（この時点では回数券利用契約は成立していません）。
- 申し込み締め切り後、事務局にて10名ご当選者を選出します。
- ご当選者には、ご契約前に事務局から直接内容のご説明をする機会を設け、その際にご契約の意思を確認させていただきます。ご契約の意思を確認後、当選者の方の回数券用の写真データをご提出頂くか、回数券用の写真撮影をさせていただきます。
- 代金はご契約成立後10日以内に一括にてお振込みでご入金いただきます。事務局が定める期限内にご入金の確認がとれなかった場合、権利を辞退されたものとします。その場合、別の希望者に権利が推移します。
- ご入金の確認が取れた時点を持ちまして、回数券の利用契約は成立するも

のとします。なお、いかなる理由があっても料金納付後の払い戻しは一切いたしません。

第3条（契約期間）

- 回数券の有効期間は2024年度（2024年4月1日公演から2025年3月31日公演まで）限りとします。
- 2024年9月公演は回数券ご利用対象外となります。
- 契約期間中は回数券利用契約を中途解約することはできません。

第4条（回数券の利用）

- 回数券は回数券利用契約者（以下「契約者」という）ご本人様に限りご利用頂けます。
- 顔写真にて契約者ご本人様の確認をさせていただきます。
- 契約者は、各公演のチケットの一般発売10日前から3日前までの間に、事務局の指定するWebサイトにて観劇希望日を申し込むものとします。申込締切日後は、一般発売日後に観劇を希望する公演の2日前までに追加申込用のWebサイトにて上限1公演2ステージに達するまで観劇希望日を申し込めるものとします（残席がある場合のみ）。なお、座席確保後の観劇日の変更・キャンセルはお受けできません。ご予約日にご観劇されなかった場合でも、回数券は1回分のご観劇と計上します。また、座席は事務局に一任となります。
- 契約期間中にご利用いただける回数は20回を上限といたします。また、1公演ごとにお申込みいただける回数の上限は2ステージまでとします。
- お選びいただける座席種はA席（またはそれと同等の座席種）とさせていただきます。

6. 本規約に定める回数券の対象公演は、博多座（福岡県福岡市博多区下川端町2番1号）で上演される公演のみとし、2024年9月博多座公演、貸切公演、市民檜舞台の月の公演、外部劇場での公演は対象外とします。
7. 座席は事務局に一任となり、ご指定はいただけません。お客様の観劇ステージごとに事務局が座席を決定いたします。
8. 一般販売後のお申出で該当公演が満席の場合はお席をご用意できません。
9. 公演の演目、演出、または俳優の変更が生じた場合であっても、観劇日、観劇回の取消・変更はいたしかねます。また、これらを理由とした払戻は一切いたしません。
10. お申込みいただいた観劇券はご観劇日当日に博多座チケット売場でご本人確認を行ったうえでお渡しいたします。その際、必ず回数券をご持参ください。また、ご入場時にもご本人確認のうえ、ご入場いただきます。
11. 回数券のご利用に関し、当社が提供する特典・サービス等は、当初より定められている内容に限るものとし、他のご要望に関しては一切お受けできません。

第5条（届出事項）

1. 契約者は、申込時に入力した契約者に関するデータ（氏名・住所・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス等）に変更が生じた場合には、その旨を速やかに事務局に届け出るものとします。
2. 事務局が契約者に通知、連絡を行う場合の宛先は契約者が届け出た住所・電話番号・FAX・Eメールアドレスのみとし、契約者が届出を怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第6条（禁止事項）

1. 契約者は回数券利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。また、観劇券および回数券の利用によって得るその他の権利、物品（以下「観劇券等」という）を第三者へ転売することもできません。
2. 博多座主催の公演のチケットは「チケット不正転売禁止法（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律）」に定められた「特定興行入場券」に該当します。主催者の同意なく第三者へ有償譲渡することは禁止します。
3. 回数券の利用により提供を受けるサービス、商品などを利用して、営利を目的とした行為およびその準備のための行為を行うことはできません。
4. 権利の譲渡、観劇券等の転売、そのほかこれに類する行為が明らかになった場合、当社は、回数券利用契約の解除または観劇券の失効手続きを行う場合がございます。また、次年度以降同様の商品販売を行う際はお申込をお断りする場合があります。なおこの場合、契約の解除または失効に伴う料金の払い戻しはいたしません。

第7条（違反）

契約者が不適當であると事務局が判断した場合、または、当社または第三者に損害を与えた場合、当社は、回数券利用契約の解除または観劇券の失効手続きを行ったうえで、発生した損害について実費相当額の損害賠償請求を行う場合がございます。

第8条（資格の停止・取消）

当社は、契約者が次の各号の一つに該当した場合、契約期間中であっても資格の一時停止、または取り消すことができるものとし、これにより契約者は全ての権利を失うものとします。なお、この場合当社は契約者に対し一切の損害賠償義務

を負わないものとします。

- (1) 本利用規約に反する行為があったとき
- (2) 契約時に虚偽の申告をしたとき
- (3) 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為があったとき
- (4) 他の観客に迷惑を及ぼす行為があったとき
- (5) 当社または公演の信用及び名誉を著しく傷付け、または秩序を乱す行為があったとき
- (6) 当社または第三者に損害を与える行為があったとき
- (7) その他契約者として相応しくないと当社が認めたとき
- (8) 本規約の変更に同意いただけないとき

第9条（第三者との紛争）

回数券の利用に関連して、契約者が第三者に対して損害を与えた場合、または契約者と第三者の間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 回数券利用契約にお申込みいただいたお客様が、暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、その他これに類する反社会的勢力に所属または関係する企業・団体または個人（以下「販売拒否対象者」という）であると当社が判断した場合、回数券利用契約のお申込をお断りさせていただきます。
2. 回数券利用契約成立後に、契約者が販売拒否対象者と判明した場合、当社は、福岡県の暴力排除条例に準じ、何らかの通知・勧告その他手続きを要せずに、直ちに回数券利用契約を解除できるものとします。なおこの場合、料

金の払い戻しは一切いたしません。

第11条（破損、盗難、紛失等）

1. 回数券の紛失及び盗難に関して、当社は一切の責任を負いません。万一、紛失及び盗難された場合による再発行の際には、個人情報をご特定できる顔写真付きの身分証明書等のご提示が必要です。
2. 観劇券等のご提示がない場合、ご観劇またはサービスのご提供をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

第12条（個人情報の保護）

契約者の個人情報は回数券の作成・管理および何らかの理由で契約者に連絡を取る必要が生じた場合のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。また、契約者の同意なく個人情報を第三者に開示提供することはありません。

第13条（不可抗力）

天災地変やその他の特別な事情によって長期にわたり博多座の複数公演の上演が不可能となった場合は、その対応をご相談いたします。

第14条（改訂）

当社は、法令の定めに従いお客様へのサービス向上を図ることを目的として、お客様の承諾を得ることなく本規約を改訂することができるものとします。

制定日：2024年2月8日